

# みずほレポート

2011年8月15日発行

## SIFIsの選定と資本サーチャージ

本誌に関するお問い合わせは  
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 電話 (03) 3591-1428 まで。

みずほフィナンシャルグループは  
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」  
をめざします。

**Channel to Discovery**

当りポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

当りポートの意見にわたる部分は筆者個人の見解であり、筆者の勤務先あるいは所属する金融グループの意見を代表するものではありません。

## 要 旨

1. 金融危機後、金融機関の不適切なリスクテイクを抑え、モラルハザードを防止するため、自己資本規制の強化やリスクの高い業務に対する規制、破綻処理制度の整備等が進められているが、とりわけシステム上重要な金融機関（SIFIs）は、万一破綻した場合に金融システムひいては経済全体に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いことから、一段と強い規制を課す取組みが国際的に進められてきた。
2. 2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、SIFIsに対するより強力な監督と追加資本等の健全性規制を含む措置を提案するよう金融安定理事会（FSB）が指示を受け、FSBおよびバーゼル委において検討作業が行われてきた。そして、2011年7月19日に、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する市中協議文書がバーゼル委から公表された。
3. 市中協議文書では、G-SIBsの評価手法として、①国境を越えた活動、②規模、③相互関連性、④代替可能性、⑤複雑性の5つの指標を用いる「指標ベース・アプローチ」が採られている。各指標についてそれらをさらに細分化・具体化した個別指標が定められ、個別指標ごとに各銀行のスコアを算出してその合計値によってシステム上の重要性を判断する仕組みである。G-SIBsに該当すると判断された銀行は、その重要性に応じて4つのバケットに分類され、上のバケットから順にリスクアセット比で2.5%、2.0%、1.5%、1.0%の追加的資本が課される。追加的資本要件は普通株等Tier1によって満たすことが求められる。
4. SIFIsに対する規制の強化は、国レベルでも独自に進められている。米国では2010年7月に成立したドッド・フランク法で、システム上重要なノンバンク金融会社を金融安定監督評議会（FSOC）が指定し、それらをFRBの監督下に置いた上で、大規模銀行持株会社とともにFRBがより高い健全性規制を課すことが定められている。具体的なSIFIsの指定基準や上乘せされる要件の内容についてはFSOCおよびFRBがルールで定めることとなっており、現在その策定作業が進められている。スイスでもSIFIsに対する資本要件等を強化する銀行法改正案が議会に提出され、今後審議がなされる予定であり、国際的な規制とあわせてこれら各国の動向にも留意する必要がある。

（金融調査部 三谷 明彦）

## 目次

1. 金融危機後の国際的な議論 .....	1
2. パーゼルⅢとSIFIs .....	1
3. SIFIsを巡るその後の議論 .....	2
(1) イングランド銀行金融安定レポート(2010年12月17日) .....	2
(2) BISによる検討 .....	3
(3) G20財務大臣・中央銀行総裁会議へのFSB報告書(2011年4月10日) .....	4
4. GHOS合意とパーゼル委員会市中協議文書 .....	5
(1) G-SIBsの評価手法 .....	5
(2) 追加的な資本の上乗せ幅とその内容 .....	7
(3) 実施時期と見直し .....	7
5. 米国ドッド・フランク法とSIFIsに対する規制・監督の強化 .....	8
(1) FSOCによるシステム上重要なノンバンク金融会社の指定とFRBによる監督 .....	8
(2) システム上重要なノンバンク金融会社および銀行持株会社に対する健全性基準の強化 .....	9
6. スイスの対応 .....	11
(1) SIFIsの定義と選定 .....	11
(2) 資本要件強化の内容 .....	11
(3) スケジュール .....	12
7. おわりに .....	12
【参考条文 1】 .....	14
【参考条文 2】 .....	19

## 1. 金融危機後の国際的な議論

金融危機の再発防止のためには、金融機関の不適切なリスクテイクを抑え、モラルハザードを防止することが不可欠との問題意識から、自己資本規制の強化、リスクの高い業務に対する規制、破綻処理制度の整備等の金融規制改革が進められてきた。中でも、金融システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions: SIFIs）は、万一破綻した場合に金融システム、ひいては経済全体に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いため、公的資金による救済を行うことなく破綻を回避するための方策が必要との共通認識が規制当局者の間で醸成され、G20 の場でも金融規制改革における主要テーマとして取り上げられてきた。

2009 年 9 月の G20 ピッツバーグ・サミットでは、システム上重要な金融機関に対し、緊急時の危機対応計画および破綻処理計画の策定を求めるとともに、各国当局に対しては、国境を越えて業務を行う主要な金融機関のための危機時の介入に関する法的枠組みや、金融グループの効果的な破綻処理手法・枠組みの構築を求めた。その上で FSB に対し、これらの金融機関に対するより強力な監督と追加資本等の健全性規制を含む実施可能な措置を 2010 年 10 月末までに提案するよう指示した。

これを受け、金融安定理事会（FSB）は 2010 年 11 月、「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」と題する報告書を公表した。この報告書では、SIFIs への対応のための政策枠組みとして、以下の施策を組み合わせるべきであると提言している。

- ① SIFIs、特にグローバルに活動する SIFIs (=G-SIFIs) に対し、より高い損失吸収力を要求
- ② SIFIs を含む全ての金融機関を納税者に負担を負わせることなく処理するための破綻処理枠組みの整備
- ③ SIFIs に対する監督の強化
- ④ 危機の伝播を防止するための中核的な金融市場インフラの整備
- ⑤ 各国当局によるその他補完的な健全性要件等

このうち、G-SIFIs の有すべき損失吸収力として、同報告書ではバーゼルⅢの最低基準を超える高い水準が求められ、資本サーチャージ、コンティンジェント・キャピタル、バイルイン条項付債務等の組合せによってそれを充足することが想定されていた。検討のスケジュールについては、バーゼル委に対し、G-SIFIs が有すべき追加的な損失吸収力の規模についての検討をゴーイング・コンサーンでの損失吸収力の程度の評価とともに 2011 年半ばまでに完了するよう要請するとともに、同じく 2011 年半ばまでに FSB とそのメンバーに対し、バイルインの実現性に関する課題を検討の上、その結果を報告するよう求めた。そして、2011 年 12 月までに、FSB はバーゼル委と協働して、G-SIFIs の損失吸収力の追加的な程度とそれを満たす手法を提言することとした。

報告書の内容は、2010 年 11 月に開催された G20 ソウル・サミットにおいて承認された。

## 2. バーゼルⅢと SIFIs

2010 年 12 月に公表されたバーゼルⅢ最終文書（「バーゼルⅢ：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」）は、上記 G20 サミットの合意事項やそれを受けた FSB 報

告書を踏まえ、「システム上重要な銀行は、最低基準を超えた損失吸収能力を有するべき<sup>1</sup>」（パラグラフ 32）とした上で、上記 FSB 報告書を受けた今後の作業について触れ、バーゼル委は、「グローバル・レベルで金融機関のシステム上の重要性を評価する量・質の両面の指標によって構成される手法に関するプロポーザルを策定中」であるほか、「様々な提案された調達手段によってもたらされるゴーイング・コンサーンの損失吸収性の程度に関する評価に加え、グローバル・システム金融機関が保有すべき追加的な損失吸収能力の規模に関する研究を行っている」（同パラグラフ）としている。

バーゼル委のウェリンク委員長は、2011年5月24日のサンクトペテルブルクでのスピーチにおいて、「バーゼルⅢは G-SIFIs の強靱性および健全性を強化する上で重要なステップであるが、G-SIFIs がもたらす外部性ないしはスピルオーバー効果に完全に対応できていないわけではない」とし、「今後さらに多くのことがなされなければならない、バーゼル委は既に FSB に対し G-SIFIs を特定する方法について提案を行っている。6月の会合において、バーゼル委は追加的な損失吸収力の規模について議論し、FSB と協議の上、今年の夏に協議文書を出す予定である」と述べた。

### 3. SIFIs を巡るその後の議論

このように、SIFIs を巡る対応の方向性が明確にされたことを受け、その後関係当局・機関において、SIFIs の選定の基準となるシステム上の重要性評価の考え方や、追加的な資本要件の内容について検討が行われ、以下のとおりいくつかのレポートや論文が公表された。

#### (1) イングランド銀行金融安定レポート（2010年12月17日）

英国の中央銀行であるイングランド銀行は、2010年12月の金融安定レポート（Financial Stability Report）で、SIFIs のもたらすリスクへの対応について取り上げ、システム上の重要性の評価方法とコンティンジェント・キャピタルについて特にコラムの形で論じている。

##### a. システム上の重要性の評価方法

システム上の重要性の評価方法については、最初に、2009年10月に IMF・BIS・FSB が策定した「金融機関、市場、商品のシステム上の重要性の評価に関するガイダンス」に基づき、①規模、②相互関連性、③代替可能性という3つのシステム上の重要性評価基準を提示した上で、重要性評価へのアプローチの方法としてモデルベース・アプローチと指標ベース・アプローチの2つを検討している。

モデルベース・アプローチは、文字通り理論的なモデルを用いて銀行のシステムリスクへの寄与度を測定しようとするものである。具体的には CoVaR（Conditional Value at Risk）<sup>2</sup>を

<sup>1</sup> 以下、バーゼルⅢ最終文書の引用は、2011年1月20日付全銀協事務局仮訳案（[http://www.zenginkyo.or.jp/service/hint/details/pop\\_03/110120system.pdf](http://www.zenginkyo.or.jp/service/hint/details/pop_03/110120system.pdf)）による。

<sup>2</sup> CoVaR は、ある金融機関が危機的状況に陥った場合の金融セクター全体の Value at Risk として定義される（Adrian, T and Brunnermeier, M K (2010), “CoVaR”, *Federal Reserve Bank of New York Staff Report*）。

用いたモデルや、より直接的に銀行間のエクスポージャー等のデータから相互関連性を捉えようとするモデルを紹介している。

もう一方の指標ベース・アプローチは、銀行のシステム上の重要性を示すいくつかの指標を組み合わせて判定に用いる方法であり、用いる指標としては総資産（規模）、システム内での資産および負債、非流動証券（いずれも相互関連性）、店頭デリバティブ取引のシェア、カストディで保有する資産のシェア（いずれも代替可能性）を挙げている。そして、モデルによるアプローチが開発途上にある段階では、システム上の重要性評価および損失吸収力要件の決定においては、指標ベース・アプローチの方が現実的との見解が示されている。

## **b. SIFIs の追加的資本要件とコンティンジェント・キャピタル**

コンティンジェント・キャピタル（CoCos）は、一定のトリガーイベント発生時に元本削減や普通株式への転換がなされることがあらかじめ契約上定められた債務を指し、上述のとおり、G-SIFIs に求められる追加的損失吸収力要件を満たすための手段の 1 つとして検討されていた<sup>3</sup>。コンティンジェント・キャピタルには、破綻に至る前の段階で損失を吸収するためにトリガーが発動される、ゴーイング・コンサーンを前提としたタイプのもの、実際に破綻に至った時点で損失を投資家に負担させるための、ゴーン・コンサーンを前提としたタイプの 2 つが考えられるが、金融安定レポートでも述べられているとおり、SIFIs の追加的損失吸収力を充たす目的での利用を想定されていたのは前者である。

## **(2) BIS による検討**

BIS は 2011 年 3 月 10 日に「相互に関連した銀行のシステム上の重要性の計測（Measuring the systemic importance of interconnected bank）」と題するワーキングペーパーを公表、ここでは、ある銀行が銀行システムを通してショックを拡散させる程度と、拡散してきたショックに対する脆弱性の程度を、シャープレイ値<sup>4</sup>を基に計測することで、相互に関連した銀行の間でのシステムリスクへの寄与度の計測を試みている。

続く 3 月 14 日に同じく BIS から公表されたクォーターリー・レビューで、特集記事の 1 つとして「システム上の重要性：いくつかの簡潔な指標」と題する論文が掲載された。この論文では、システム上の重要性を以下の 3 つの切り口から計測している。

### **a. パーティシペーション・アプローチ**

第 1 は、パーティシペーション・アプローチと呼ばれるアプローチで、金融システムを揺るがすような事象（システムック・イベント）が発生した場合に、ある銀行の非銀行債権者が蒙る期

<sup>3</sup> 後述のとおり、2011 年 6 月 25 日の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）合意において、コンティンジェント・キャピタルは、「グローバルな最低基準を上回る損失吸収力の各国要件を満たすため」用いられることが支持された。従って、国際基準として定められる SIFIs への資本要件上乘せを満たすために使用することは認められなくなる見通しである。

<sup>4</sup> シャープレイ値は、協力ゲーム理論上の概念で、複数の主体が協働する状況において、個々の主体の貢献度の期待値として表される。

待損失額を当該銀行のシステム上の重要性とする。

#### **b. コントリビューション・アプローチ**

第2のアプローチはコントリビューション・アプローチと呼ばれるもので、上記 BIS ワーキングペーパーと同様、シャープレイ値の考え方にに基づき、すべてのサブシステムにおけるシステムミック・イベント発生時の期待損失に対するある銀行の寄与度の平均値を当該銀行のシステム上の重要性とする。

#### **c. ボトムアップ・アプローチ**

以上2つのアプローチが、システムミック・イベントの発生を前提とし、その場合に発生する損失に対し個別の銀行がどの程度寄与するかを分析するものであったが、第3のアプローチはそれらとは逆に、ある銀行の破綻を前提とした場合のシステム全体の期待損失によって当該銀行のシステム上の重要性を測定使用とする考え方である。例えば上述の CoVaR によるシステム上の重要性の計測はボトムアップ・アプローチの例である。

以上を踏まえ、本論文では、監督当局が直接これらの複雑なアプローチを用いてシステム上の重要性を計測することは想定し難いとして、銀行のバランスシートからそのまま入手できる簡潔な指標で上記計測手法から導かれたデータに近似させることを試みている。指標には、銀行の規模（非銀行債権者に対する負債）、インターバンク貸出、インターバンク借入の3つを用い、上記3つのアプローチにより計測されたシステム上の重要性の説明力を比較したところ、銀行の規模が最も説明力が高いという結果が得られた。これにより、規模がシステム上の重要性の代理指標として用いられるとの結論を導いている。

### **(3) G20 財務大臣・中央銀行総裁会議への FSB 報告書（2011年4月10日）**

FSB は、2011年4月14・15日の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に対し提出した「金融安定強化に向けた G20 提言実施の進捗状況」において、バーゼル委がグローバルレベルでの金融機関のシステム上の重要性評価手法に合意したことを報告した。合意された手法は、①国際的活動、②規模、③相互関連性、④代替可能性、⑤複雑性という5つのカテゴリー<sup>5</sup>の数値指標をベースとしたものであり、FSB と各国当局が G-SIFIs に該当する金融機関を決定する際に用いられるとしている。

G-SIFIs に求められる追加的資本については、上述のソウル・サミットで承認された内容を受け、ゴーイング・コンサーン・ベースでの損失吸収力確保に向けた様々な資金調達手段の評価とあわせ、追加的損失吸収力の大きさに関する検討を2011年6月までに完了するよう、バーゼル委に求めた。

<sup>5</sup> 従来は、2009年10月の IMF・BIS・FSB による「金融機関、市場、商品のシステム上の重要性の評価に関するガイダンス」に示されているとおり、規模、相互関連性、代替可能性の3つを指標とすることが提案されていたが、ここで新たに国際的活動と複雑性という2つの要件が明記されたことに留意。これは、規模を中心とした従来の基準に従えば、「図体の大きい邦銀が G-SIFIs の上位に入り、ローリスクの事業モデルの割には過剰な規制をかけられる恐れがあった」（週刊ダイヤモンド2011年7月16日号 p10）ことから、日本当局が提案して要件を追加することに成功したものであると報じられている。



#### 4. GHOS 合意とバーゼル委員会市中協議文書

2011年6月25日、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）は、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs<sup>6</sup>）に関する措置について合意に達したことをプレスリリースで発表した。リリース文書では、G-SIBsの評価手法は指標ベース・アプローチに基づき、4月のFSB報告書で示された上記5つの指標が用いられること、追加的な損失吸収力（資本の上乗せ幅）は、銀行のシステム上の重要性に応じて1%から2.5%の範囲とし、普通株等Tier 1によって満たすべきこと、導入時期についてはバーゼルⅢの資本保全バッファおよびカウンターシクリカルバッファと平行して、2016年1月1日以降導入開始、2019年1月1日から完全実施とすること等の合意内容の概要が明らかになった。

これを受け、バーゼル委は7月19日、G-SIBsの評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する市中協議文書（“Global Systemically Important Banks: Assessment methodology and the additional loss absorbency requirement”）を公表、銀行のグローバルなシステム上の重要性を評価する方法と、上乗せされる資本の大きさ・内容等の詳細が示され、8月26日期限でパブリックコメントに付された。その後、寄せられた意見を踏まえ、11月のG20カンヌ・サミットに最終案が提出される予定である。

##### （1）G-SIBs の評価手法

###### a. 指標ベース・アプローチ

4月のFSB報告書において示されていたとおり、バーゼル委は、銀行のグローバルなシステム上の重要性を評価する手法として、①国境を越えた活動（cross-jurisdictional activity）、②規模（size）、③相互連関性（interconnectedness）、④代替可能性（substitutability）、⑤複雑性（complexity）の5つを用いた指標ベース・アプローチを採用している。

各指標は、図表1のとおり、更にいくつかの個別指標に分解され、それぞれにウェイト付けがなされている。それぞれの銀行について、個別指標ごとに「スコア×ウェイト」を算出し、それらを合算したものが当該銀行のスコアとなる。各行の個別指標のスコアは、当該銀行の当該指標の数値をサンプル行として抽出された世界の大規模行73行の合計数値で割った値である。

図表1 システム上の重要性評価に関する指標とウェイト

カテゴリー（ウェイト）	個別指標	指標ウェイト
国境を越えた活動（20%）	国境を越えた債権	10%
	国境を越えた債務	10%

<sup>6</sup> ここで述べる合意および市中協議文書は、銀行監督当局の国際機関であるバーゼル委およびその上位機関であるGHOSが主体となっていることから分かる通り、銀行を対象としている（G-SIFIsでなくG-SIBs（Global Systemically Important Banksの略）とされているのはこのため）。同日付のFSBのプレスリリースでは、「FSBは、グローバルにシステム上重要な保険会社、国内のシステム上重要な銀行、その他のシステム上重要な金融機関および金融市場インフラに対処するため、国際基準設定主体と協力して、更に作業を進めていく」としており、保険会社や証券会社を対象とするルール案は、別途保険監督者国際機構（IAIS）や証券監督者国際機構（IOSCO）から示されることとなる。

規模 (20%)	バーゼルⅢにおけるレバレッジ比率算定上の総エクスポージャー	20%
相互関連性 (20%)	金融システム内の資産	6.67%
	金融システム内の債務	6.67%
	ホールセール調達比率	6.67%
代替可能性 (20%)	カストディ資産残高	6.67%
	支払システムを通じて清算・決済される支払額	6.67%
	債券・資本市場における引受額	6.67%
複雑性 (20%)	店頭デリバティブ想定元本	6.67%
	レベル 3 資産残高	6.67%
	トレーディング勘定および売却可能証券残高	6.67%

(資料) バーゼル委市中協議文書

#### b. バケット・アプローチ

今回対象となったのは、規模をベースにバーゼル委のメンバーである各国当局の判断を加えて選定されたサンプル行 73 行で、上記の方法で算出したスコアと当局の判断により、そのうちの 28 行が現段階で G-SIBs に該当すると判断された。G-SIBs はスコアに基づき、システム上の重要性に応じたいくつかの区分 (バケット) に分類され、区分ごとに異なる追加的資本要件が課される (後述(2)参照)。

#### c. 監督当局による判断

指標ベース・アプローチに従い算出されたスコアに基づく判断を補足するものとして、当局による監督上の判断を加味することができる。監督上の判断はあくまで例外的な場合にのみ用いられるべきものとされ、以下の 4 つの原則が示されている。

- ① スコアに対する調整のバーは高くあるべきで、例外的なケースに限って用いられること
- ② 銀行のグローバルなシステム上の重要性に影響を与える要素に焦点が当てられること
- ③ 国内の制度枠組みの質に関する見解は G-SIBs の判断プロセスを左右しないこと
- ④ 判断は十分に文書化され、定量的・定性的な情報により検証可能であること

バーゼル委はさらに、監督上の判断を加える際に用いる補足指標 (ancillary indicators) として、指標ベース・アプローチのみでは十分捉えきれない可能性のあるシステム上の重要性を示す事項を、図表 2 のとおり提示している。

図表 2 標準化された関連指標

カテゴリー	指標
国境を越えた活動	総収益に占める非国内収益の割合
	総資産・負債に占める国境を越えた債権・債務の割合

規模	グロスまたはネットの収益
	時価総額
代替可能性	市場参加の度合 1. レポ、リバースレポ、セキュリティ・レンディング取引のグロス時価 2. 店頭デリバティブ取引のグロス時価
複雑性	拠点を有する国（法域）の数

（資料）バーゼル委市中協議文書

## （２）追加的な資本の上乗せ幅とその内容

G-SIBs に求められる追加的な資本の大きさは、上述のバケット・アプローチにより、普通株等 Tier 1 のリスクアセット比で 2.5%、2.0%、1.5%、1.0% の 4 段階に設定された。さらに、これらの上に 3.5% の空バケットを設定し、当初 2.5% のバケット（下表第 4 バケット）に属していた銀行がシステム上の重要性を更に高める行為（例えば大規模な買収・合併等）を行うインセンティブを抑える仕組みとなっている。

ここで定められた追加的な資本要件はあくまで最低限であり、各監督当局は自国において自由により高い要件を課すことができる。

図表 3 バケット・アプローチによる G-SIBs の資本要件上乗せ

バケット	追加的な損失吸収力の最低水準（CET1／リスクアセット）
5（空）	3.5%
4	2.5%
3	2.0%
2	1.5%
1	1.0%

（資料）バーゼル委市中協議文書

追加的な資本要件は普通株等 Tier 1（CET1）によって満たすことが求められ、バイルイン債務やコンティンジェント資本の使用は認められない。コンティンジェント資本の使用については賛否両論を紹介した上で、各国が独自に定めるより高い要件を満たすものとして使用することを支持するとの 6 月 25 日 GHOS 合意の内容がここでも示されている。

## （３）実施時期と見直し

G-SIBs に対する追加的な資本要件は、資本保全バッファおよびカウンターシクリカルバッファと平行して、2016 年 1 月 1 日から 2018 年末までの間を段階的導入期間とし、2019 年 1 月 1 日から完全実施される。G-SIBs 選定基準値（カットオフ・スコア）は 2014 年 1 月 1 日まで固定される。各国当局は、これらのルールを 2015 年 1 月 1 日までに国内法制化することが求められる。

各銀行のスコアは毎年最新のデータに基づき更新され、G-SIBs に該当する銀行は定期的に見直

される。また、G-SIBs の評価手法ならびにカットオフ・スコアや各バケットの閾値となるスコアは 3 年から 5 年毎に更新される。

## 5. 米国ドッド・フランク法と SIFIs に対する規制・監督の強化

米国では、FSB やバーゼル委で検討されてきた国際ルールとは別に、国内法において SIFIs への規制・監督の強化を図る取組みが行われている。2010 年 7 月に成立したドッド・フランク法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act) は、以下で見るように、新設の金融安定監督評議会 (FSOC) が指定するノンバンク金融会社および一定の大規模金融持株会社に対する健全性規制の水準引上げや監督の強化に関する規定を設けている。

### (1) FSOC によるシステム上重要なノンバンク金融会社の指定と FRB による監督

ドッド・フランク法は、FSOC に対し、システム上重要と判断されるノンバンク金融会社を指定し、それらを FRB による規制・監督下に置くことを決定する権限を与えている (第 113 条(a))。これまで、銀行等の預金取扱金融機関は、連邦準備制度、通貨監督庁 (OCC)、連邦預金保険公社 (FDIC) 等の監督<sup>7</sup>を受けてきたが、投資銀行のような預金を扱わないノンバンク金融機関<sup>8</sup>は、規模や影響度にかかわらず、これらの当局の監督対象外とされ、相対的に規制が緩い状態に置かれていた。破綻したリーマン・ブラザーズがまさにそうであったように、このことが金融危機の原因の一つとなったという認識から、ノンバンク金融会社についてもシステム上重要なものは FRB の監督下に置くことで、規制・監視を強化し、金融危機の再発防止を図ろうとするものである。

ドッド・フランク法においてシステム上重要とされるのは、その「重大な財務上の問題またはその活動の性質、範囲、規模、広がり、集中度、相互依存性、または組み合わせが米国の金融安定の脅威となり得ると判断」される金融会社 (第 113 条(a)(1)) であり、その判断を行うに当たって FSOC は、当該金融会社のレバレッジやオフバランス・エクスポージャー、他の金融会社等との関係、信用供給源および流動性供給源としての重要性など、同条(a)(2)の(A)から(K)に掲げる事項を考慮すべきことが規定されている。

同様に、外国に本拠を置くノンバンク金融機関についても、システム上重要なものについては FSOC の指定に基づき FRB の規制・監督下に置くことが定められている。

FSOC は、2010 年 10 月に、システム上重要なノンバンク金融会社の指定に関するドッド・フランク法の規定を施行するための細則を定めるレギュレーション案の事前通知 (Advance Notice of Proposed Rulemaking: ANPR) を出し、パブリックコメントを募集した。その上で、寄せられた

<sup>7</sup> 連邦準備制度は銀行持株会社、国法銀行 (連邦法に基づき連邦政府から免許を受けている銀行)、および連邦準備制度に加入している州法銀行 (州法に基づき州政府から免許を受けている銀行) 等を、OCC は国法銀行を、FDIC は預金保険対象金融機関を監督する。

<sup>8</sup> リーマン・ブラザーズの破綻後、ゴールドマン・サックスやモルガン・スタンレーといった米国の大手投資銀行は、銀行持株会社 (BHC) ないしは金融持株会社 (FHC) のステータスを取得した。これは、銀行持株会社となることで、FRB の監督下に入る代わりに、金融危機の中で、緊急時の FRB の資金供給を受けることを期待したものである。

意見等を踏まえ、2011年1月にレギュレーション案を公表し、改めてパブリックコメントに付した。レギュレーション案においても、ドッド・フランク法第113条(a)(2)(A)から(K)に示された考慮事項がほぼ同じ内容で列挙されているだけであり(12 CFR Part 1310.10(c)(1)~(11))、システム上重要なノンバンク金融会社の指定基準が数値等で具体化・明確化されているわけではない。なお、レギュレーションの最終確定は未済である。

## (2) システム上重要なノンバンク金融会社および銀行持株会社に対する健全性基準の強化

### a. ドッド・フランク法の規定とルールの方策

FSOCの指定によりFRBの監督下に置かれたシステム上重要なノンバンク金融会社、および一定の大規模かつ相互関連性の高い銀行持株会社に対しては、FSOCの勧告に基づき、FRBが通常より厳格な健全性基準を定めることとされる(ドッド・フランク法第115条、165条)。定めるべき健全性基準は、(i)リスクベース資本基準およびレバレッジ限度、(ii)流動性要件、(iii)全体的なリスク管理要件、(iv)破綻処理計画および信用エクスポージャー報告要件、および(v)集中限度である(第165条(b)(1)(A))であり、これらに加えて、コンティンジェント資本要件、ディスクロージャーの強化、短期負債限度、その他必要な要件を定めることもできる(同条(b)(1)(B))。これらの要件は、個々の金融機関の資本構造やリスク、業務内容等に応じて差を設けることが認められている(同条(a)(2)(A))。

高い健全性基準を課される大規模かつ相互関連性の高い銀行持株会社に該当する基準は、具体的には連結総資産500億ドルと定められている(同条(a)(1))。ただし、個々の健全性基準の適用に係る基準値を500億ドル超に設定することも可能とされている(第115条(a)(2)(B)および第165条(a)(2)(B))。

これら健全性基準の強化の具体的な内容や水準は今後定められるルールに委ねられており、現時点ではその内容は明らかになっていない。FRBのバーナンキ議長は、2011年7月21日の上院銀行委員会での証言で、今夏中にはルール案を提示できる見通しであると述べている。

### b. FRB タルーロ理事の見解

資本要件強化に関して、FRBのタルーロ理事は2011年6月3日の講演<sup>9</sup>で、あるべき特徴を5点指摘している。第1に、追加的資本要件はある金融機関が破綻した場合に金融システム全体に与えるインパクトに基づき計量されるべきであり、規模よりも相互依存性に重点が置かれるべきこと、第2に、計量の基準は透明かつ再現可能なものであるべきこと、第3に、資本基準の強化はするかしないかの二者択一ではなく段階的であること、第4に、資本基準の強化分は質の高い資本、すなわち普通株で満たすこと(コンティンジェント資本の利用には否定的)、第5に、米国の強化される資本基準は可能な限り国際基準と一致させることである。

タルーロ理事はさらに、追加的資本の上乗せ幅の算定に関する3つの方法を提示している。

第1に、「期待影響度」アプローチと呼ばれる考え方であり、これは例えば、SIFIの破綻によ

<sup>9</sup> Daniel K. Tarullo, "Regulating Systemically Important Financial Firms" (<http://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/tarullo20110603a.pdf>)

って金融システムが受ける損失が SIFI でない金融機関の破綻によって引き起こされる損失の仮に 5 倍であるとする、その SIFI は、破綻確率を非 SIFI 金融機関の 5 分の 1 にするだけの量の資本を追加的に保有すべきとする考え方である。この方法からは、仮定の置き方によるが、バーゼルⅢの所要自己資本に対し 20%から 100%の上乗せが必要との結果が導かれるとしている。すなわち、バーゼルⅢの普通株等 Tier1 所要自己資本比率 7%（資本保全バッファを含む）に対し、1.4%から 7%が上乗せされることになる。

第 2 の方法は、資本要件引き上げのコストとベネフィットを、マクロ経済モデルを用いて計算するアプローチであるが、資本水準を上げたことによる効果だけをマクロ経済モデルの中から取り出すことは困難な作業であるとしている。

第 3 の方法は、SIFIs が「大きすぎて潰せない」と認識されていることによって引下げられている資金調達コストに見合うだけ資本を追加的に賦課するという考え方である。このアプローチは、前提の変化に伴う結果の変動が大きい上に、SIFIs のモラルハザードや資金調達上の優位性は、資本要件強化の直接的な概念上の根拠とはなりづらいとしている。

以上を踏まえ、FRB は上記 3 つのアプローチを考慮した上で最終的な判断を行うとしつつも、タルーロ理事は、FRB スタッフによる分析においては第 1 の期待影響度アプローチが最も影響力を持っていると述べている。

### c. 他の当局者の見解

上記の FRB タルーロ理事が、バーゼルⅢの所要自己資本比最大 100%の上乗せも示唆した高い上乗せ幅を提示したのに対し、他の当局者からは異なる意見も表明されている。

まず、ガイトナー財務長官は、6 月 6 日のスピーチで、追加的資本の大きさを決めるに当たっては、損失に対して十分なクッションとなるだけの大きさが必要だが、一方で、銀行への資本賦課が大きくなり過ぎてリスクの高いシャドバンキング・システムを復活させるような事態にならないよう、バランスが必要であるとし、資本規制だけで金融システムを守ろうとするのではなく、他の規制強化と合わせ考えるべきと述べている。

OCC のウォルシュ通貨監督官代行は、6 月 16 日の下院金融サービス委員会の公聴会において、資本の上乗せ（サーチャージ）は支持するとしながら、上乗せのベースとなるバーゼルⅢ自体が既に、金融危機の教訓を踏まえ、大規模な国際的金融機関への対応を念頭に置いて設計されたものであるとして、屋上屋を架すことへの懸念を示した上で、OCC として、「システム上重要な銀行の破綻から金融システムを守る上では、穏当な水準のサーチャージが適切」と主張している。加えて、大規模金融機関の資産が GDP とほぼ同等ないし超えている英国やスイスと異なり、銀行の集中規制もある米国では、大規模金融機関でも GDP 比で見れば資産規模は小さく、環境が異なることも指摘している。また、ガイトナー財務長官と同様、過度な資本要件を課せば、銀行から規制の及ばないシャドバンキング・セクターへの移行が進むとの懸念を示している。

ウォルシュ通貨監督官代行は、6 月 21 日のスピーチでも、「現在、資本水準は歴史的に見て極めて高い水準にある。最低資本に対していくらかの控えめな上乗せであれば、巨大金融機関のシステミックな懸念に照らし適切かもしれない。しかし、既にバーゼルⅢの他の要素は先の金融

危機の教訓に目配りした上で水準が決められているという事実を見失ってはならない」と述べ、過度な資本要件上乗せによる弊害への警鐘を鳴らしている。

## 6. スイスの対応

スイスでは2011年4月20日、連邦参事会（内閣に相当）が大規模銀行のシステミックリスク対応のための銀行法改正案を議会に提出した。公表資料によると、法案の内容は大きく、①資本の強化、②流動性要件の強化、③リスク分散の促進、④破綻危機時のシステム上重要な機能維持のための組織上の対応からなるが、特にUBSとクレディスイスという国際的なメジャープレーヤー2行を念頭に、大幅な自己資本要件強化を義務付けようとしていることから、国際的な注目を集めた。

### （1）SIFIsの定義と選定

改正法案は、システム上重要な銀行を、「その破綻がスイス経済およびスイス金融システムに無視し得ない悪影響を及ぼす可能性のある銀行、金融グループおよび銀行が支配する金融コングロマリットをいう」（第7条パラグラフ1）と定義する。そして、システム上の重要性の判断基準として規模、相互関連性、代替可能性の3つを挙げた上で、より具体的に、①システム上重要な機能のシェア、②預金保険への個別行の拠出最大額（60億フラン）を超える預金額、③当該銀行の総資産とスイスの年間GDPとの比率、④当該銀行のリスク・プロファイルの4つが特に掲げられている（第8条パラグラフ2）。

これらの基準を踏まえ、スイス国立銀行（中央銀行）が、金融市場監督庁（FINMA）と協議の上、システム上重要な銀行および当該銀行のシステム上重要な機能を決定する（第8条パラグラフ3）。

### （2）資本要件強化の内容

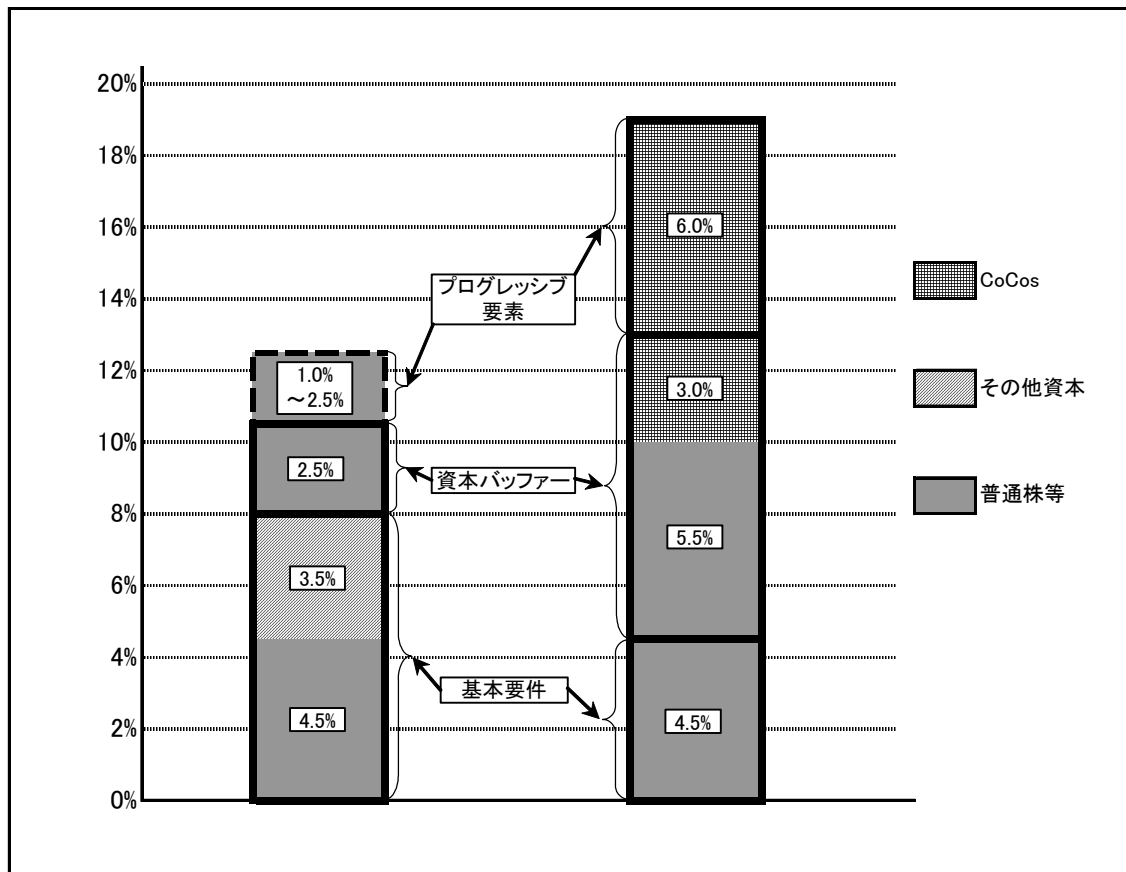
改正法案では、システム上重要な銀行は補完的要件を満たすことが義務付けられ、資本については、システム上重要とは判断されない銀行より大きな損失吸収力の確保が求められる（第9条パラグラフ1および2）。補完的要件の具体的な内容は、スイス国立銀行と協議の上、FINMAが定めることとされている（第10条パラグラフ1）。

スイス連邦参事会から公表された資料によると、所要資本は、基本要件（basic requirement）、資本バッファー（capital buffer）、プログレッシブ要素（progressive component）の3つの要素に分けられる。第1の基本要件は、銀行が通常の業務を行う免許を受けるための要件を満たすための最低基準として、第2の資本バッファーは、通常の業務を停止することなく損失を吸収し、基本要件を維持するために、そして第3のプログレッシブ要素は、システミックリスクの増大に応じて資本をより強固にするために、それぞれ要求される。

コンティンジェント・キャピタル（CoCos）はトリガーのレベルによって2種類が想定されており、リスクアセット比自己資本7%をトリガーとするCoCosは資本バッファーを、同5%をトリガーとするCoCosはプログレッシブ要素を満たすために用いることが想定されているようである。

システム上重要な大銀行（UBS とクレディスイスの 2 行が想定されていると思われる）に対する資本要件を、バーゼルⅢとの対比で図示したのが図表 4 である。

図表 4 スイスのシステム上重要な大規模銀行に対する資本要件



(資料) スイス連邦参事会 “Dispatch on strengthening financial sector stability (too big to fail)”

### (3) スケジュール

法案は 6 月 16 日に上院（全州議会）で採択され、9 月に下院（国民議会）で審議される予定である。早ければ 2012 年から新ルール of 適用が開始され、2018 年までの移行期間が設けられるとされている。

## 7. おわりに

SIFIs の選定と資本を中心とする健全性要件の強化については、以上見たとおり、銀行についての国際ルールは既に内容が明らかとなり、今後パブリックコメントを経て最終ルールが年内にも固まることとなる。G-SIFIs に指定される銀行の個別名は明らかにされていないが、我が国からは 3 メガ行グループが対象となる見通しとの報道がなされている。資本の上乗せ幅は 1.0% から 2.5% と、事前に報じられていた内容から見ても極端に大きなものではなく、市場関係者も想定していた範囲



内であったことから、邦銀にとっても内部留保の積み上げで十分対応可能であるとの見方が支配的であり、混乱には至っていない。

一方、各国国内がどのような内容・水準のルールを定めるかはこれからであり、目が離せない。特に米国については、ドッド・フランク法で定められた SIFIs に対する健全性要件強化ルールの内容が、近日中に明らかとなる見通しである。ドッド・フランク法の健全性規制強化ルールは外国金融機関も対象になり得ることから、ルールの内容については我が国金融機関も十分注視する必要がある。

本稿で触れた資本要件の強化以外にも、再生・破綻処理計画（Recovery and Resolution Plan）の策定等、その内容によっては SIFIs に指定された金融機関に大きな負担となる可能性のある義務が課されることとなっており、指定される可能性のある金融機関にとっては、これらも含めた SIFIs 規制強化全体について情報収集や影響分析を行い、必要な意見を発信していくとともに、対応に向けた体制整備等も進めていくことが重要になる。

## 【参考条文 1】

### ドッド・フランク法

#### § 113 一定のノンバンク金融会社に対する監督および規制を要求する権限

##### (a) 連邦準備制度理事会（以下 FRB）が監督する米国ノンバンク金融会社

###### (1) 決定

金融安定監督評議会（以下 FSOC）は、米国ノンバンク金融会社の重大な財務上の問題またはその活動の性質、範囲、規模、広がり、集中度、相互依存性、または組み合わせが米国の金融安定の脅威となり得ると判断した場合は、議長の賛成を含め、委任によることなく、出席している投票権を有するメンバーの 3 分の 2 以上の議決により、当該米国ノンバンク金融会社が本編の規定に従い、FRB の監督を受け、健全性基準に従うべきことを決定することができる。

###### (2) 考慮すべき事項

パラグラフ(1)の決定を行うに当たり、FSOC は以下の事項を考慮しなければならない。

(A) 当該会社のレバレッジの程度

(B) 当該会社のオフバランスシート・エクスポージャーの程度および性質

(C) 当該会社と他の重要なノンバンク金融会社および銀行持株会社との取引および関係の程度および性質

(D) 家計、ビジネス、州および地方政府に対する信用供給源として、また、米国の金融システムに対する流動性供給源としての当該会社の重要性

(E) 低所得者、マイノリティ、またはサービスが行き届いていないコミュニティに対する信用供給源としての当該会社の重要性、および、当該会社の破綻がそれらのコミュニティの信用調達力に与える影響

(F) 当該会社が所有でなく管理する資産の程度、および管理する資産の所有者の分散の程度

(G) 当該会社の活動の性質、範囲、規模、広がり、集中度、相互依存度、および組み合わせ

(H) 当該会社が、既に 1 ないし複数の主務金融監督当局の規制を受けている場合、その程度

(I) 当該会社の金融資産の量および性質

(J) 当該会社の短期調達への依存度を含む負債の量および性質

(K) FSOC が適切と判断するその他のリスク関連要素

##### (b) FRB が監督する外国ノンバンク金融会社

###### (1) 決定

金融安定監督評議会（以下 FSOC）は、外国ノンバンク金融会社の重大な財務上の問題またはその活動の性質、範囲、規模、広がり、集中度、相互依存性、または組み合わせが米国の金融安定の脅威となり得ると判断した場合は、議長の賛成を含め、委任によることなく、出席している投票権を有するメンバーの 3 分の 2 以上の議決により、当該米国ノンバンク金融会社が本編の規定に従い、FRB の監督を受け、健全性基準に従うべきことを決定することができる。

###### (2) 考慮すべき事項

パラグラフ(1)の決定を行うに当たり、FSOC は以下の事項を考慮しなければならない。

- (A) 当該会社のレバレッジの程度
- (B) 当該会社の米国関連オフバランスシート・エクスポージャーの程度および性質
- (C) 当該会社と他の重要なノンバンク金融会社および銀行持株会社との取引および関係の程度および性質
- (D) 家計、ビジネス、州および地方政府に対する信用供給源として、また、米国の金融システムに対する流動性供給源としての当該会社の重要性
- (E) 米国における低所得者、マイノリティ、またはサービスが行き届いていないコミュニティに対する信用供給源としての当該会社の重要性、および、当該会社の破綻がそれらのコミュニティの信用調達力に与える影響
- (F) 当該会社が所有でなく管理する資産の程度、および管理する資産の所有者の分散の程度
- (G) 当該会社の活動の性質、範囲、規模、広がり、集中度、相互依存度、および組み合わせ
- (H) 当該会社が、本拠地国において、連結ベースで、対応する外国監督当局によって運用され、強制される健全性基準に服する程度
- (I) 当該会社の米国金融資産の量および性質
- (J) 当該会社の米国における活動およびオペレーションのための資金を調達するために用いられる負債の量および性質。短期調達への依存度を含む
- (K) FSOC が適切と判断するその他のリスク関連要素

(c) 以下略

#### § 115 FRB が監督するノンバンク金融会社および一定の銀行持株会社に対する監督および健全性基準の強化

(a) 一般

(1) 目的

大規模で相互に関連した金融機関の重大な財務上の問題、破綻、または業務の実施によって米国の金融安定に危険がもたらされることを回避または緩和するため、FSOC は FRB に対し、FRB が監督するノンバンク金融会社および大規模で相互に関連した銀行持株会社に適用される健全性基準および報告・開示要件の設定および改善に関する勧告を行うことができる。勧告される健全性基準および報告・開示要件は、

- (A) 米国の金融安定に同様の危険をもたらすことのない他のノンバンク金融会社持株会社および銀行持株会社に適用されるものより厳格で、かつ、
- (B) サブセクション(b)(3)に掲げる考慮事項に基づき厳格さの程度を引き上げられるものとする。

(2) 所要基準の適用の勧告

本セクションに基づく勧告を行うに際し、FSOC は、

- (A) 資本構造、リスク度合い、金融活動（子会社の活動を含む）、規模、その他 FSOC が適切と認めるリスク関連要素を考慮の上、個々にまたはカテゴリー毎に、より高い基準に従うべき会社の間で取扱いに差を設ける、または、
- (B) サブセクション(c)ないし(g)に掲げる基準の適用のため、500 億ドル超の資産基準を勧告する

ことができる

(b) 健全性基準の設定

(1) 一般

サブセクション(a)に掲げる FSOC の勧告には、以下を含めることができる。

- (A) リスクベース資本要件
- (B) レバレッジ限度
- (C) 流動性要件
- (D) 破綻処理計画および信用エクスポージャー報告要件
- (E) 集中限度
- (F) コンティンジェント資本要件
- (G) 強化されたディスクロージャー
- (H) 短期負債限度
- (I) 全般的なリスク管理要件

(2) 外国金融会社に対する健全性基準

FRB が監督する外国ノンバンク金融会社または外国に本拠を置く銀行持株会社に対し適用するパラグラフ(1)に掲げる基準に関する勧告を行うに当たり、FSOC は

- (A) 内国民待遇と競争機会の平等に適切な考慮を払い、かつ、
- (B) 外国ノンバンク金融会社又は外国に本拠を置く銀行持株会社が、米国において金融会社に適用される基準に対応した本国の基準に連結ベースで従う程度を考慮に入れなければならない。

(3) 考慮すべき事項

パラグラフ(1)に基づく健全性基準に係る勧告を行うに当たり、FSOC は、

- (A) 以下に掲げる事項に基づき、FRB が監督するノンバンク金融会社とサブセクション(a)記載の金融持株会社との間の相違を考慮に入れなければならない
  - (i) セクション 113(a)および(b)に掲げる要素
  - (ii) 当該会社による預金保険対象預金取扱機関の保有の有無
  - (iii) 当該会社の金融以外の活動および関連会社
  - (iv) FSOC が適切と判断するその他の要素
- (B) セクション 113(a)および(b)に掲げる要素の小さな変化が、セクション 165 に定める健全性基準の急激で非連続的な変化をもたらすことを可能な限り回避しなければならない。
- (C) 当該会社の主要な業務の他、管理する資産や特定の基準が妥当しない他の活動に照らして適切な形に勧告を調整しなければならない。

(c) 以下略

**§ 165 FRB が監督するノンバンク金融会社および一定の銀行持株会社に対する監督および健全性基準の強化**

(a) 一般

(1) 目的

大規模で相互に関連した金融機関の重大な財務上の問題、破綻、または業務の実施によって米国の金融安定に危険がもたらされることを回避または緩和するため、FRB は独自に、またはセクション 115 に基づく FSOC の勧告に従い、FRB が監督するノンバンク金融会社および連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社に対する健全性基準を定める。FRB が定める健全性基準は、

- (A) 米国の金融安定に同様の危険をもたらすことのない他のノンバンク金融会社持株会社および銀行持株会社に適用されるものより厳格で、かつ、
- (B) サブセクション(b)(3)に掲げる考慮事項に基づき厳格さの程度を引き上げられるものとする。

(2) 個別適用

(A) 一般

本セクションに基づき、より厳格な健全性基準を定めるに当たり、FRB は独自に、またはセクション 115 に基づく FSOC の勧告に従い、資本構造、リスク度合い、金融活動（子会社の活動を含む）、規模、その他 FRB が適切と認めるリスク関連要素を考慮の上、個々にまたはカテゴリー毎に、より高い基準に従うべき会社の間で取扱いに差を設けることができる。

(B) 一定の基準の適用に関する基準値の調整

FRB は、セクション 115 に基づく FSOC の勧告に従い、サブセクション(c)ないし(g)に掲げる基準を適用する基準となる資産額を 500 億ドル超に定めることができる。

(b) 健全性基準の設定

(1) 一般

(A) 求められる基準

FRB は、FRB が監督するノンバンク金融会社およびサブセクション(a)に掲げる銀行持株会社に適用する以下の内容を含む健全性基準を設定する。

- (i) リスクベース資本要件およびレバレッジ限度。但し、FRB が FSOC と協議の上、より厳格な健全性基準に服する会社に対してそのような要件を貸すことが、その業務（投資会社としての業務や管理下にある資産等）または構造に照らし、適切でないと判断した場合を除く。そのような場合には、結果として同程度に厳格なリスク管理が可能になるような他の基準を適用しなければならない。

(ii) 流動性要件

(iii) 全体的なリスク管理要件

(iv) 破綻処理計画および信用エクスポージャー報告要件、および

(v) 集中限度

(B) 認められる追加的基準

FRB は、FRB が監督するノンバンク金融会社およびサブセクション(a)に掲げる銀行持株会社に適用する以下の内容を含む追加的な健全性基準を設定することができる。

(i) コンティンジェント資本要件

(ii) ディスクロージャーの強化

(iii) 短期負債限度

(iv) FRB が、自らまたはセクション 115 に基づく FSOC の勧告に従い適切と判断するその他の健全性基準

(2) 外国金融会社に対する基準

パラグラフ(1)により設定される基準を FRB が監督する外国ノンバンク金融会社および外国に本拠を置く金融持株会社に適用するに当たり、FRB は、

(A) 内国民待遇と競争機会の平等に適切な考慮を払い、かつ、

(B) 外国ノンバンク金融会社又は外国に本拠を置く銀行持株会社が、米国において金融会社に適用される基準に対応した本国の基準に連結ベースで従う程度を考慮に入れなければならない。

(3) 考慮すべき事項

パラグラフ(1)に基づく健全性基準を設定するに当たり、FRB は、

(A) 以下に掲げる事項に基づき、FRB が監督するノンバンク金融会社とサブセクション(a)記載の金融持株会社との間の相違を考慮に入れなければならない

(i) セクション 113(a)および(b)に掲げる要素

(ii) 当該会社による預金保険対象預金取扱機関の保有の有無

(iii) 当該会社の金融以外の活動および関連会社

(iv) FRB が適切と判断するその他のリスク関連要素

(B) セクション 113(a)および(b)に掲げる要素の小さな変化が、本サブセクションパラグラフ(1)に基づき設定される健全性基準の急激で非連続的な変化をもたらすことを可能な限り回避しなければならない。

(C) セクション 115 に基づく FSOC の勧告を考慮に入れなければならない。

(D) 当該会社の主要な業務の他、管理する資産や特定の基準が妥当しない他の活動に照らして適切な形に基準を調整しなければならない。

(4) 協議

本セクションに基づく健全性基準、または破綻処理計画の不十分さやより厳格な要件に関する通知またはそのような通知に起因する排除命令を含むその他の要件で、FRB が監督するノンバンク金融会社またはサブセクション(a)に掲げる銀行持株会社の機能別の規制に服する子会社または預金取扱子会社に対し重大な影響を及ぼす可能性のあるものを施行するに先立ち、FRB はそれらの子会社の主務監督当局である FSOC のメンバーに対し、当該基準または要件に関する協議を行わなければならない。

(5) 報告

FRB は、議会に対し、パラグラフ(1)に基づき要求される健全性基準の実施に関し、米国の金融安定に対するリスクの緩和に向けたそれらの基準の利用を含め、年次で報告を提出しなければならない。

(c) 以下略

(みずほ総合研究所訳)

## 【参考条文 2】

### スイス銀行法（改正案）

#### セクションV システム上重要な銀行

##### 第7条 定義および目的

- 1 システム上重要な銀行とは、その破綻がスイス経済およびスイス金融システムに無視し得ない悪影響を及ぼす可能性のある銀行、金融グループおよび銀行が支配する金融コングロマリットをいう。
- 2 本セクションの規定の目的は、一般に適用される銀行規制とともに、システム上重要な銀行がもたらすスイスの金融システムの安定に対するリスクを一層減少させ、経済上不可欠な機能の継続を確保し、政府による救済を回避することである。

##### 第8条 システム上の重要性の基準および判断

- 1 それがスイス経済にとって不可欠であり、短期間での代替が不可能である場合、その機能はシステム上重要である。システム上重要な機能には、国内預金・貸出業務ならびに支払取引が含まれる。
- 2 銀行のシステム上の重要性は、規模、金融システムおよび経済との相互関連性、および当該銀行によって提供されるサービスの短期間での代替可能性により判断される。特に、以下の基準が適用される
  - a. パラグラフ1に掲げるシステム上重要な機能の市場シェア
  - b. 第37h条パラグラフ1に基づき保全が義務付けられた預金で、第37h条パラグラフ3のbに掲げる最大額を超える額
  - c. 当該銀行の総資産とスイスの年間国内総生産（GDP）との関係
  - d. ビジネスモデル、バランスシート構造、資産の質、流動性およびレバレッジによって判断される当該銀行のリスク・プロファイル
- 3 FINMA（金融市場監督庁）と協議の後、スイス国立銀行は、システム上重要な銀行およびそれらの銀行のシステム上重要な機能を命令により定める。

##### 第9条 補完的要件

- 1 システム上重要な銀行は補完的要件を満たさなければならない。補完的要件の範囲および構成は、当該銀行のシステム上の重要性の水準により判断される。補完的要件は当該銀行への影響、競争、ならびに国際的に認知された基準の要素を考慮し、それらと均衡の取れたものでなければならない。
- 2 特に、システム上重要な銀行は、
  - a. 以下の資本を保持しなければならない。
    1. 法律上の要件に従いシステム上重要でないとは判断される銀行より大きな損失吸収力を確保する
    2. 破綻の危険がある状況下で、システム上重要な機能の維持に有意に寄与する

3. 自らのシステム上の重要性を抑制し、スイスおよび国外における清算可能性を改善するインセンティブを銀行に与える
  4. リスク加重資産およびオフバランスシート取引を含む非リスク加重資産の双方を基に計測する
- b. システム上重要でない銀行に比べ、より大きなショックを吸収でき、それにより極度にストレスの高まった状況においても支払を確保できるだけの流動性を保持しなければならない。
  - c. カウンターパーティーおよびクラスターのリスクが限定されるよう、リスクを分散しなければならない。
  - d. グループ内流動性および資本フローとともに、組織構造、インフラストラクチャー、経営および支配の点で、破綻の危険がある状況下でもシステム上重要な機能の維持が確保されるよう組織されなければならない。

#### **第 10 条 個別銀行レベルでの導入**

- 1 スイス国立銀行と協議の後、FINMA は、第 9 条パラグラフ 2 の a ないし c に従い、システム上重要な銀行が満たすべき補完的要件を命令により定める。
- 2 システム上重要な銀行は、第 9 条パラグラフ 2 の d に基づく補完的要件を満たしていること、および破綻の危険がある状況下でもシステム上重要な機能を維持できることを証明しなければならない。当該銀行がそのような証明をすることができない場合は、FINMA は必要な措置を課さなければならない。
- 3 第 9 条パラグラフ 2 の a に基づく資本要件を定めるに当たり、第 9 条パラグラフ 2 の d に定める要件を満たす以上に当該銀行がスイス国内および国外における清算可能性を高めた場合は、FINMA は要件を緩和することができる。
- 4 スイス国立銀行および FINMA と協議の後、連邦参事会は以下の規則を定める
  - a. 第 9 条パラグラフ 2 に掲げる補完的要件
  - b. パラグラフ 2 に掲げる証明の評価基準
  - c. パラグラフ 2 に掲げる証明が示されない場合に FINMA が取りうる措置

#### **第 10a 条 報酬に関連する措置**

- 1 システム上重要な銀行またはそのグループの親会社が、補完的要件を満たしているにもかかわらず、連邦財源による政府支援を直接または間接に受けている場合は、連邦参事会は、当該支援が継続する間、同時に報酬関連措置を課すものとする。
- 2 特に、当該銀行の財務状況および受けている支援を考慮した上で、以下を課すことができる。
  - a. 変動報酬の支払の全面的または部分的な禁止
  - b. 報酬システムの変更命令
- 3 システム上重要な銀行またはそのグループの親会社は、報酬契約の中に、本条に掲げる政府支援が生じた場合は変動報酬に対する法律上の権利を制限することができる旨を定める条項を含めなければならない。

#### **セクション VI 追加的資本**



## 第11条 原則

- 1 法律上会社形態をとる銀行ならびに銀行グループおよび銀行が支配する金融コングロマリットの親会社は、定款で以下を定めることができる。
  - a. 取締役会に対し株式 (share) またはパーティシペーション・キャピタルを増やす権限の付与 (留保資本)
  - b. 一定の事象が発生した場合に強制転換される債券の転換による株式またはパーティシペーション・キャピタルの増加 (転換資本)
- 2 銀行ならびに銀行グループおよび銀行が支配する金融コングロマリットの親会社は、法律上の形態にかかわらず、特定の事象が発生した場合に債権者がその債権を放棄することを債券の発行条件として定めることができる (債権放棄条件付債券)
- 3 パラグラフ 1 および 2 に基づく追加的資本は、資本ベースの強化または当該銀行の危機対処のためにのみ発行することができる。
- 4 本セクションの規定に基づく強制転換条件付債券または債権放棄条件付債券は、本法およびその施行のための規則により認められる限りにおいて、資本要件に算入することができる。算入の可否は FINMA による関連発行条件の承認に依存する。

## 第12条 留保資本 (reserve capital)

- 1 株主総会は、定款の変更により、取締役会に対し株式またはパーティシペーション・キャピタルを増加する権限を付与することができる。定款は取締役会が増加させることのできる資本の額面額 (nominal amount) を定める。
- 2 特に速やかかつ円滑な株式またはパーティシペーション証書の配分に資する等の十分な理由がある場合には、取締役会は、株主またはパーティシペーション証書の所有者の引受権を取り消すことができる。新たに発行される株式またはパーティシペーション証書は時価で発行されなければならない。ディスカウントは、株式またはパーティシペーション証書の速やかかつ完全な配分の点で当該会社の利益となる場合に許される。
- 3 その他の全ての点で、以下の規定を除き、承認された増資に関する債務法 (Code of Obligations) の規定が適用される。
  - a. 第 651 条パラグラフ 1 および 2 (承認された増資の時期および規模に対する制限)
  - b. 第 652b 条パラグラフ 2 (引受権の取消に関する重要な根拠)
  - c. 第 652d 条 (自己資本による増資)
  - d. 第 656b 条パラグラフ 1 および 4 (承認されたパーティシペーション・キャピタルの増加の規模に対する制限)

## 第13条 転換資本 (convertible capital)

- 1 株主総会は、定款において、トリガーイベント発生時に強制転換条件付債券から生じる債務証券が株式またはパーティシペーション証書に転換することを規定することにより、株式またはパーティシペーション・キャピタルのコンテンツジェントな増加を定めることができる。
- 2 株主総会は、定款において、増加するコンテンツジェント・キャピタルの額面額を制限することができる。株主総会は定款において以下を定める。

- a. 株式およびパーティシペーション証券の数、種類および額面価額
  - b. 発行額の算定基礎
  - c. 株主およびパーティシペーション証券保有者の引受権の取消
  - d. 新たに登録された株式およびパーティシペーション証券の譲渡に関する制限
- 3 取締役会は、定款の規定の範囲内で、強制転換条項付債券を発行する権限を有する。定款は、別途定めない限り、以下を定義する。
- a. 異なる債券またはトランシェへの分割
  - b. トリガーイベント。トランシェの場合はそれぞれに応じたトリガーイベント
  - c. 発行量、またはそれを決定するルール
  - d. 転換比率、またはそれを決定するルール
- 4 強制転換条項付債券は、株主またはパーティシペーション証券保有者に対し、その保有量に応じて引受権が与えられる。強制転換条項付債券が時価で、または速やかに完全な消化を確保するためディスカウントで発行される場合は、株主総会は株主およびパーティシペーション証券の優先引受権を排除することができる。
- 5 転換のトリガーとなる事象が発生した場合は、取締役会は速やかにそのことを文書で公表しなければならない。公表文書には、発行される株式およびパーティシペーション証券の数、額面価額および種類、株式およびパーティシペーション証券の発行後の数、および必要な定款の改訂について記さなければならない。
- 6 取締役会決議は速やかに商業登記されなければならない。商業登記簿への記載は妨げることができない。
- 7 株式およびパーティシペーション証券資本は、取締役会決議により直ちに増加する。同時に、強制転換条項付債券から生じる債務証券は消滅する。
- 8 コンティンジェント資本の増加に関する債務法の規程は、以下を除き適用されない。
- a. 第 653a 条パラグラフ 2 (出資の下限)
  - b. 第 653d 条パラグラフ 2 (転換およびオプションの受益者保護)
  - c. 第 653i 条 (削除)

(スイス連邦財務省 HP 掲載の英文資料から、みずほ総合研究所訳)